

## ボランティア募集に関するガイドライン

常葉大学地域貢献センター

平成 30 年 12 月 26 日 制定

常葉大学地域貢献センターでは、本学の建学精神「より高きを目指して～Learning for Life～」及び教育理念に基づき、自らの創造性、自主性及び社会性を育み、地域社会に貢献することを目的に、それらの実践の場としてのボランティア活動の情報を広く学生に提供すること。募集団体から寄せられた活動情報は、以下の基準に基づき取り扱うものとする。

### 1. 選定基準

募集できるボランティア活動は以下に該当するものとする。

- (1) 公益性・公共性が高いもの
- (2) 営利性がない（営利を目的としない）もの
- (3) 安全性が高い（安全性が担保された）（安全管理が十分に配慮された）もの
- (4) 教育的配慮のある対応が行われるもの
- (5) 以下に該当しないもの
  - 1) 日本国または国際法上の法令に抵触するもの
  - 2) 公序良俗に反する又は犯罪的行為を誘発するおそれのあるもの
  - 3) 第三者に損害または不利益を与えるものや第三者を誹謗中傷するもの
  - 4) 政治的、宗教的活動に関するもの
  - 5) 精神的、肉体的苦痛が心配されるもの
  - 6) 活動上、学生の心身に危険が伴うもの、人体に有害なもの
  - 7) 22 時以降、翌 6 時までの深夜早朝の活動や、宿泊を伴う活動  
ただし、キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動はこの限りではない
  - 8) 活動対象者の人命等にかかわることが予想される等、学生では責任を負いきれないと判断されるもの
  - 9) 送迎など学生による車の運転が主目的のもの
  - 10) 本来有資格者によってなされるべきもの
  - 11) その他、常葉大学地域貢献センターが不相当と判断するもの

### 2. ボランティア募集を行う団体の範囲

原則として、活動分野や範囲、法人格の有無は問わない。ただし、企業が実施するボランティアについては、非営利による社会貢献活動に限るものとする。

### 3. ボランティア募集团体との申し合わせ

ボランティア募集团体と常葉大学地域貢献センターは、以下の点を申し合わせ事項として確認する。

- (1) ボランティアの募集や受入れ担当者が明確であること。
- (2) アルバイト（有償活動）とボランティア活動を明確に区別していること。
- (3) ボランティア募集团体からの受入れ手順は別途定めるものとする。
- (4) 応募したボランティア学生に対して活動内容や条件等の提示をし、その内容について両者が合意した上で活動を実施すること。
- (5) 活動が始める前にオリエンテーション等を実施し、ボランティア活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達するとともに、活動が始まった後は、必要に応じて研修・支援などをおこなうこと。
- (6) ボランティア活動中は、団体のボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- (7) 活動時間は、休憩を入れて1日8時間を上限とすること。
- (8) 活動開始前に学生に対しボランティア保険の加入の有無を確認し、加入していない場合には加入を促すこと。
- (9) 活動中に本学学生に何らかのトラブルが発生した場合は、ただちに本センターに状況を説明するとともに情報の共有をすること。

### 4. 免責事項

本センターで取り扱う情報に関して発生したトラブル等について（一切の行為とその結果について）、本センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。